

仕 様 書

津山おもてなしグッズ
企画・作成業務

平成27年11月24日
公益社団法人 津山市観光協会

1. 委託業務名

津山おもてなしグッズ企画・作成業務

2. 目的

津山市は、古くから美作国の国府が置かれ、山陽と山陰を結ぶ交通の要衝、出雲街道

の城下町として産業・経済・文化が発展してきた。

そして、津山城（鶴山公園）や城東の街並み、旧津山扇形機関車庫に代表される多くの歴史的な文化遺産を有し、豊かな水と緑に象徴される美しい風景など、多彩な地域資源に恵まれた魅力あるまちである。

本事業では、津山市の魅力を引き出したふるさとグッズ・商品等を開発・提供することにより、訪れた観光客の良き思い出となる「おもてなし」の提供と、本市のイメージアップや認知度向上を図る。

3. 事業の概要

(1) 業務期間

（制作）平成27年12月下旬～平成28年3月中旬

（納品）平成28年3月下旬

(2) コンセプト

製作にあたっては、次のコンセプトを順守すること。

- 1 津山らしいグッズであること。
- 2 津山市の新しい「ロゴ」の魅力を最大限生かせるもの。
- 3 身近において使えるもの（グッズの使用を通じて津山が話題にのぼるなど魅力発信が期待できるもの）であること
- 4 使用期限がないもの。

《評価のポイント》

- ・独自性
- ・実用性
- ・市場性
- ・発展性

(3) 製作物

「風呂敷」、「手提げ袋」、「包装紙」を必須品目とし、7品目以内とする。

その他の品目は、参加者の独創的な発想による提案（例：のれん、風鈴、香水など）で上記コンセプトを踏まえたものであること。

必須品目を含め、製作数量や仕様については、提案時に提示すること。

(4) 仕様書への質問について

本仕様書に対する質問がある場合は、平成27年11月30日（月）17：00までに、下記のメールへ送付する。

電話による質問は受け付けない。

アドレス kankou@city.tsuyama.okayama.jp（津山市観光振興課）

質問回答日 平成27年12月3日（木）

4. 事業費

委託料上限額は10,000千円（消費税を含む。）とする。

5. 参加表明書（様式第1号）の提出締切

平成27年12月8日（火）

6. 提出書類

①審査に係る提案書類提出書（様式第2号）

②企画提案書（任意様式）10部

③参考見積書（任意様式）正本1部、コピー9部

※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。

また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

7. 企画書の提案内容

（1）製作物のデザインや、仕様、特徴等の概要のほか、PRポイントなどを記載すること。

（2）企画提案した製作物は、予算の範囲内で納品可能な数量を提案すること。

（3）グッズの販売促進概要を、併せて提案すること。

8. 提出書類の締切

平成27年12月11日（水）17:00まで

（郵送もしくは持参による）

9. 審査及び選考

（1）提案者は、12月18日（金）に企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

なお、企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行う場合がある。

（2）プレゼンテーション時間は25分、質疑応答15分を予定。

（3）プレゼンテーション・ヒアリング等において評価を行い、得点の高かった者を契約予定事業者として決定する。

（4）参加者が1者であっても審査を行い、要件や評価基準を満たしている場合は、契約予定事業者として決定する。

（5）審査及び選考経過は非公開とする。また、審査結果に対する質問や、異議申し立ては

受け付けない。

10. 審査基準

項目	着眼点
独自性（30点）	<ul style="list-style-type: none">・津山をイメージ、連想できるなどデザインに創意工夫がみられるか。・企画された商品が津山を印象付け心に残るものであるか。・デザイン性に優れているか。
実用性（20点）	<ul style="list-style-type: none">・身近で使われるグッズであるか。・持ち運びに支障をきたさない大きさであるか。・品質が信頼できるものであるか。
市場性（20点）	<ul style="list-style-type: none">・他都市や民間企業等で製作している販売商品等を踏まえ、一般消費者のニーズを掴んでいるか。
発展性（30点）	<ul style="list-style-type: none">・グッズの使用を通じて津山が注目され、津山の魅力発信が期待できるか。・新たな商品開発や販売展開の可能性があるか。・グッズの普及や販売促進に寄与するような提案か。

11. 契約

採択された提案内容を基本に、津山市観光協会が提案者と協議した上で、契約内容を決定する。

12. その他留意事項

- (1) 今回のグッズは、津山市が発表した「津山シティプロモーション戦略事業」で示された「ロゴマーク」を使用すること。
ロゴのデータは、イラストレーター形式。参加表明後に、別途津山市から送付予定。
使用に当たっては、別途提示する『ロゴマニュアル』を厳守すること。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、津山市観光協会が必要とする場合は、あらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (4) 本事業において製作した製品は、津山市観光協会に納品する。また、個々の製品の販売価格は、同協会が決定し、適宜販売を行う。
- (5) 同一品でない、新しい製品を製作する場合には、津山市及びロゴマークの作成者と、協議を行うこと。

13. 問い合わせ先

津山市観光振興課 担当 横山・伊東
TEL (0868) 3 2-2082

E-mail kankou@city.tsuyama.okayama.jp

14. 提出書類の提出先

〒708-0004 津山市山北520

津山市観光振興課 担当 横山・伊東

TEL (0868) 3 2-2082

E-mail kankou@city.tsuyama.okayama.jp